

債務整理と和解(2) : ①名古屋高金沢支判平27・11・25、②最一小判平29・7・24の背景事情

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/1917874>

出版情報 : Citizen & law. 110, pp.28-45, 2018-04-01. 民事法研究会
バージョン :
権利関係 :

短期集中連載

債務整理と和解(2)

——①名古屋高金沢支判平 27・11・25、
②最一小判平 29・7・24 の背景事情——

九州大学教授 七戸克彦

2 債務整理の和解を覆す手法

いったん和解で解決したかのようにみえた債務整理を、和解の効力を否定することによって未処理状態に引き戻し、貸金業者に対してあらためて不当利得返還請求を行う手法は、判例データベースを検索した限りでは、①平成18年1月の貸金業法旧43条（みなし弁済）適用制限最高裁判決（最一小判平18・1・13民集60巻1号1頁）と、②同年12月の貸金業法改正（平成18年法律第115号による改正）によるみなし弁済制度の廃止（なお、同改正では、利息制限法1条2項も削除され、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」という）5条2項の上限金利も20%に引き下げられた。いずれも平成22年6月18日施行）の結果生じたいわゆる過払いパブル案件の処理が一巡した、平成24年以降に本格化したように見受けられる（注9）。

(1) みなし弁済制度廃止以前

もっとも、それ以前の時代にも、和解契約の効力が争われた事案は、今日ほど多くはないものの存在していた。その内訳は、以後の裁判例と同様、和解の不存在・不成立・不該当・対象外、錯誤無効、詐欺・消費者契約法違反取消し、取締法違反無効・公序良俗違反無効が主張されたものもあるが、その後の時期には登場しなくなる事案もある（(A)(B)（注10））。

(A) 金銭消費貸借契約の効力否定

その1は、債務者Xに対する貸金業者Yの貸付

契約それ自体について、利息制限法違反・出資法違反・貸金業法違反ないし公序良俗違反無効を主張するケースである。なお、〈表1〉掲記の裁判例は、後に和解が行われた事案に限られているが、4例のうち肯定例2例（【2】【20】）、否定例2例に分かれている（【4】【34】）。

みなし弁済制度の下では、債務者としては、根本となる金銭消費貸借契約の無効を主張する方法でしか、不当利得の「法律上の原因なく」要件を満たすことができなかった。一方、出資法の上限金利が高かった時代には、公序良俗違反（暴利行為）の認定は、比較的容易といえた。

(B) 委任契約の効力否定

その2は、依頼者Xと弁護士Zとの間の委任契約（内部関係）の効力を否定することを通じて、弁護士Zが依頼者Xを代理して行った和解その他の行為（外部関係）の効力否定の結論を導くケースである。

(a) 委任契約の不存在

その中には、依頼者Xが弁護士Zとの間で委任契約を締結していない、あるいは和解代理権を授与していないと主張した事案もある（否定例【85】【86】、肯定例【244】）。

(b) 委任契約の錯誤無効

しかし、過去の裁判例において圧倒的多数を占めるのは、弁護士Xが非弁提携その他不適切な事務処理を行った場合に、委任契約の錯誤無効を主張した事案である。

この主張が認められた場合、依頼者Xは弁護士

Zに支払った報酬につき不当利得返還請求権を有する（内部関係）（注11）。一方、弁護士Zが依頼者Xを代理して貸金業者Yとの間で締結した和解契約（外部関係）の効力については、（絶対無効ではなく）無権代理になつた例が多い（【3】【5】【8】【13】【26】【29】【33】【35】【36】【42】【202】）。もっとも、錯誤無効の主張が認められなかった事案も、同程度存在している（【6】【22】【24】【39】【44】【45】【54】【64】【65】【68】【75】【149】【195】）。

ただし、たとえ内部関係（委任契約）並びに外部関係（和解契約）が有効と認定された場合であっても、外部関係に関する処理の不適切が、内部関係（委任契約）の債務不履行と認定され、弁護士Zが依頼者Xに対して損害賠償責任を負うこともある（注12）。

（c）非弁提携の私法上の効力

では、前記のうち、弁護士の非弁提携の事案に関して、①非弁提携を行った弁護士Zの弁護士法27条違反を理由に、あるいは、②実際に和解契約を締結した非弁弁護士Aの弁護士法72条違反を理由に（なお、非弁弁護士Aを弁護士Zの履行補助者（履行代行者）にとらえた場合には、Z自身が弁護士法72条違反に問われる可能性がある）、和解契約の効力を否定することは可能か。

このうち、①弁護士法27条違反の行為の私法上の効力に関して、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という）の見解は有効説である（注13）。

一方、①非弁弁護士Aが、弁護士Zと提携していた場合と、提携していなかった場合とで、異なる結論を導くことは不合理である。しかし、過去の裁判例において、弁護士Zと提携した非弁弁護士Aが行った和解契約の効力が争われた事案を見出すことはできなかった（【74】は、弁護士Z本人による和解契約の締結を認定し、【111】は、非弁弁護士Aに対する有罪判決の起訴事実の中に本件和解契約が含まれていると認めるに足りる確たる証拠はないとしている）。

なお、近時の裁判例において、委任契約の不存在・無効が主張される例は、ほぼ消失している。これは、非弁提携その他の不適切な事務処理に対

して、懲戒処分等の取締りが強化されたためと思われる。

（c）取引履歴の不開示

①債務者X本人あるいは②弁護士・司法書士ZがXの代理人として貸金業者Yとの間で締結した和解契約の効力を争った事案も、みなし弁済制度廃止以前から一定数存在していた。ただ、その内訳は、かつては前記(A)金銭消費貸借契約の効力否定の場合と同様、利息制限法違反・出資法違反・貸金業法違反ないし公序良俗違反（暴利行為）無効が主張された事案が多かった（肯定例【2】【7】【20】【25】【31】【53】【60】【63】【80】）。しかし、その後、当事者の主張内容は大きく変化していく。その背景には、貸金業者の取引履歴開示義務（金銭消費貸借契約の付随事務としての信義則上の義務）を認めて、同義務違反を理由とする不法行為責任を肯定した最三小判平17・7・19民集59巻6号1783頁がある。

（a）肯定例

取引履歴開示義務違反の効果は、その後、和解契約の効力否定の側面にも波及し、取引履歴不開示を理由とする詐欺取消しを肯定した裁判例（【27】）、錯誤無効を肯定した裁判例（【19】【46】【55】【79】【87】【88】【89】【92】【97】【117】【130】【141】【144】【165】【166】【178】【182】【201】【210】【216】【227】【228】【229】【233】【251】【252】【266】【269】【274】【291】【292】【298】【299】【306】【308】【310】【313】【316】【326】【327】【358】【359】【365】）、あるいは取引履歴の不開示から貸金業者との間で結ばれた合意は和解ではない旨（和解契約の不該当）を認定した裁判例（【241】【272】）や、取引履歴の不開示部分については和解の効力が及ばない（和解契約の対象外）とした裁判例（【217】）が登場するようになる。

（b）否定例

だが、取引履歴不開示を理由とする錯誤無効の主張に関しては、平成23年～24年に否定例が集中的に現れている（【93】【95】【96】【105】【106】【112】【114】【115】【119】【120】【127】【156】【175】【177】）。

また、平成27～28年には、和解契約書中に債務者側（弁護士）が付加した取引履歴開示保証条項

(不開示の場合に和解を失効させる旨の条項)を根拠に、取引履歴の一部が開示されていないとして和解契約の失効が主張された事案が続出したが、この主張が認められた例は存在しない(【340】【341】【342】【351】【353】【355】【357】【360】【364】【366】【371】【372】【373】【380】【382】【385】【410】【411】)。

(D) 過払金の総額をめぐる紛争

なお、取引履歴の開示が一般化した後の裁判例においては、開示された資料が、すべての取引履歴を記載したものでなかった事案が多数を占めている。

(a) 和解契約の不合致

この問題を、契約の合致論からとらえた場合、債務者Xないし代理人弁護士・司法書士Zは、開示された履歴から判明した過払金の額を念頭に和解契約を締結し、他方、貸金業者Yは、過払金の総額を念頭に和解契約を締結したものであるから、X(Z)とYの意思表示は、その全部または一部につき不合致を来し、和解契約は、①その全部が不成立となるか、あるいは②不合致部分が和解契約の対象外となる。

(b) 和解の確定効

一方、和解契約が曲がりなりにも存在している旨を認定した場合には、民法696条の規定する和解の確定効が問題となる。

①民法696条によれば、「当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた」部分については、「その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたとき」であっても、これを主張することができない。

②しかし、その反対解釈として、当事者間において争いの対象となっておらず、したがって互譲の対象となっていないところの、和解の前提となっていた基礎事情に関する錯誤(=平成29年法律第44号による改正後の民法(以下、「改正民法」という)95条1項2号の「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」。旧法下での用語法にいう動機の錯誤)の

主張は、同条の和解の確定効に触れないから許容される(注14)。

それゆえ、①表意者X(Z)が開示されなかった取引履歴部分も含めた過払金全額を念頭に和解契約を締結していたと認められる場合には、過払金の総額の齟齬に関する主張は、和解の確定効を理由に排斥されるが(なお、この場合のX(Z)には、そもそも錯誤がないと認定される)、②X(Z)が過払金の総額を念頭に和解契約を締結していたと認められない場合には、和解の基礎事情の錯誤(動機の錯誤)の問題となる。

(c) 和解契約の錯誤

だが、この場合の錯誤の主張に関しては、①錯誤が法律行為の「要素」に関するものであること(改正民法95条1項柱書の表現では「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの」であること)の一般要件のほか、②基礎事情の錯誤(動機の錯誤)に固有の要件として「表示」が要求される(改正民法では同条2項)。また、およそ錯誤は、②表意者に重過失があるときは主張できないが(改正民法では同条3項柱書)、しかし、③相手方が悪意・重過失のときには錯誤主張は許される(改正民法では同項1号)。

そのため、和解契約の錯誤に関する両当事者の攻防もまた、以上の①～③の点をめぐって繰り返られることとなるが、実際の裁判例において、これら錯誤に関する主張は、前記(a)意思表示の不合致を理由とする契約の不成立・対象外の主張あるいは(b)和解の確定効の主張と、しばしば交錯し重複する。

(2) 和解の不成立・不該当・対象外

和解契約は成立していない、当該契約は和解契約ではない、あるいは当該和解契約は過払金の総額を念頭に締結したものではない、といった主張がされた事案は、その多くが、貸金業者Yの提示する返済案に対し、債務者Xが法律専門職Zの手を借りずに応じた事例である。

(A) 和解契約の不合意

そのため、裁判例中には、貸金業者Yの提示した返済案に対する債務者Xの同意がない旨を認定して、和解契約の成立を否定した事案も散見され

る〔28〕〔48〕〔69〕〔103〕〔190〕〔250〕〔255〕〔260〕〔267〕〔391〕〔396〕〔400〕〔406〕〔447〕〔451〕〔456〕〔481〕〕。

(B) 和解契約の不該当

また、Xの合意の存在を認めた事案にあっても、当該合意は単なる支払方法の変更を約定したものにすぎない、あるいは「互譲」要件を欠く等の理由から、そもそも和解契約ではない（したがって民法696条の適用の余地もない）とした裁判例も存在する〔10〕〔142〕〔186〕〔230〕〔241〕〔258〕〔283〕〔288〕〔317〕〔318〕〔319〕〔399〕〔422〕〔455〕〔460〕〔464〕〔465〕〔470〕〔472〕〔475〕〔479〕〕。

(C) 和解契約の対象外

もっとも、以上の(A)(B)の主張が排斥されて、XY間の合意が和解契約である旨が認定された事案も、同程度存在する。

ただ、その場合にあっても、債務者Xは、判明している限りでの過払金の額を念頭に和解契約を締結したものであって、判明していなかった過払金部分については、和解契約の対象となっていない旨の主張が認められた例もある〔12〕〔14〕〔24〕〔102〕〔107〕〔122〕〔146〕〔171〕〔177〕〔179〕〔181〕〔203〕〔211〕〔224〕〔293〕〔309〕〔316〕〔350〕〔398〕〔477〕〕。

さらに、①民事調停法の調停合意あるいは②同法17条の調停に代わる決定（以下、「17条決定」という）についても、同様の主張が認められた裁判例がある（①調停合意につき〔204〕〔415〕、②17条決定につき〔38〕〔178〕〔217〕〔324〕。ただし、否定例も同程度存在する。①調停合意につき〔144〕〔259〕、②17条決定につき〔212〕〔222〕〔234〕〔236〕〔246〕〔247〕〔259〕〔289〕〔297〕〕。

しかも、裁判例の中には、(B)当該合意は和解契約ではないとしつつ、(C)仮に和解契約であったとしても、判明していない過払金部分については和解契約の対象外である旨を説示するものがある〔173〕〔185〕〔239〕〔403〕〔467〕〕。

のみならず、裁判例の中には、和解契約の(B)不該当あるいは(C)の認定に加えて、仮に過払金の総額が和解契約の対象となっていたとしても、債務者Xには錯誤が認められるとして和解契約の無効

を認定した例もある〔182〕〔232〕〔146〕〔291〕〔323〕〔337〕〔417〕〔434〕〔440〕〔444〕〔448〕〔453〕〔458〕〔476〕〕。

(3) 和解の確定効

しかし、圧倒的多数の裁判例は、過払金の総額が和解契約の対象となっている旨を認定した場合、①和解の確定効（民法696条）を理由に、債務者Xの過払金返還請求を否定している（弁護士の事案〔81〕〔93〕〔102〕〔111〕〔112〕〔128〕〔145〕〔149〕〔157〕〔179〕〔187〕〔193〕〔195〕〔236〕〔331〕〔335〕〔344〕〔345〕〔351〕〔354〕〔366〕〔371〕〔372〕〔373〕〔377〕〔409〕〔410〕〔411〕〔416〕〔429〕〔432〕〔441〕〔443〕〔474〕、認定司法書士の事案〔265〕、本人の事案〔104〕〔120〕〔128〕〔132〕〔139〕〔156〕〔167〕〔175〕〔207〕〔209〕〔213〕〔219〕〔225〕〔243〕〔245〕〔249〕〔256〕〔262〕〔277〕〔279〕〔282〕〔284〕〔286〕〔295〕〔315〕〔329〕〔378〕〔379〕〔384〕〔402〕〔404〕〔405〕〔407〕〔408〕〔413〕〔414〕〔426〕〔427〕〔433〕〔437〕〔446〕〔466〕〕。

このほか、②和解の前提事実の錯誤（基礎事情（＝動機）の錯誤）にあたらぬ旨を説示した裁判例〔332〕〔333〕〔343〕〔348〕〔352〕〔374〕〔375〕〔376〕〔383〕〔385〕〔419〕〔436〕〔480〕〕、③争いの目的である権利に関する錯誤である旨を説示した裁判例〔342〕〔461〕〕、④和解契約の対象が取引全部であった旨を認定した裁判例〔347〕〔353〕〕にあっても、錯誤主張の排斥される条文根拠に関しては、民法696条に求められるであろう。

ところで、錯誤の主張を(3)和解の確定効を理由に排斥した場合、後記(4)錯誤に関する要件判断に立ち入る必要はないはずである。だが、裁判例の中には、(3)に関する判断と(4)に関する判断を同時に行うものがある。

(A) 和解の確定効＋錯誤の不存在

まず、裁判例の中には、和解の確定効を論じつつ、同時に当事者には錯誤がない旨を認定するものがある〔114〕〔129〕〔192〕〔206〕〔220〕〔226〕〔231〕〔389〕〔395〕〔412〕〔438〕〔412〕〕。このほか、和解の対象が取引全部であった旨の認定と、錯誤がない旨の認定を同時に行うものとして〔43〕〔44〕〔54〕〔56〕〔64〕〔71〕〔85〕〔101〕〔90〕〔91〕〔96〕

【99】【101】【106】【115】【118】【137】【140】【148】
【162】【163】【177】【180】【189】【198】【242】【253】
【263】【270】【276】【281】【320】【328】【334】【338】
【341】【342】【347】【356】【370】【380】【386】【387】
【388】【452】【483】）。

このほか、裁判例の中には、錯誤がない旨の認定と、前提事実（動機）の錯誤にあたらない旨の認定を同時に行うものもある（【341】【357】【360】【361】【375】【393】）。

(B) 和解の確定効+要素の錯誤

その一方で、裁判例の中には、和解の確定効あるいは和解の対象が取引全部であった旨を説示しつつ、「要素の錯誤」要件の不充足を理由に、錯誤主張を排斥した事案もある（【172】【196】【290】【312】【355】【368】）。さらに、和解の確定効+錯誤の不存在+「要素の錯誤」要件の不充足の三つを同時的・並列的に論じた裁判例として【161】【194】【303】【340】【364】【431】）。

(C) 和解の確定効+動機の表示

また、裁判例の中には、仮に和解の確定効が及ばない前提事実（動機）の錯誤であったとしても、動機の表示がないとして錯誤主張を排斥した事案があり（【195】【208】【240】【296】）、さらに、「動機の表示」要件の不充足を、前記(B)「要素の錯誤」要件の不充足に結びつけて論ずる裁判例も存在する（【109】【349】【431】【448】）。

(D) 和解の確定効+重過失

このほか、裁判例の中には、民法95条の錯誤主張は同法696条の和解の確定効によって禁じられるが、仮に同法95条の適用が認められるとしても、当該事案の当事者には同条ただし書の重過失が認められる旨を認定した事案もある（【76】【156】【168】【199】）。

(4) 和解の錯誤無効

以上のように、当該合意が和解契約と認定された場合の、①確定効によって排除される錯誤と②排除されない錯誤（＝①和解の目的に関する錯誤と②和解の前提事実の錯誤）の切り分けは、実際問題として非常に曖昧なものとなっているが、当該錯誤が②和解の前提事実に関する錯誤であって和解の確定効が及ばない旨を認定したうえで、民

法95条の要件判断を行った裁判例も、もちろん多数存在する。

(A) 和解契約（裁判外の和解）の錯誤

この点に関する現在の裁判例の到達点は、「被上告人〔債務者X〕は、過払金等返還請求権の存在及び額を全く認識しておらず、上告人〔貸金業者Y〕の貸金債権が存在していることを前提として本件示談契約の意思表示を行っているので、同意意思表示には動機の錯誤があり、その動機は上告人〔Y〕に表示されて意思表示の内容になっているといえ、その錯誤の内容に照らすと要素の錯誤に当たる」というものである（【321】）（注15）。

(a) 要素の錯誤

このうち、「要素の錯誤」要件は、和解の前提事実の錯誤のような動機の錯誤に関しては、「動機の表示」要件と、交錯・重複した評価が行われることが多い（「要素の錯誤」要件と「動機の表示」の不存在を同時認定した裁判例として、前記(3)(C)のほか、【70】【124】【169】【401】）。

(b) 動機の表示

もっとも、動機の表示がないとの理由のみで錯誤主張を排斥した事案も、少なからず存在する（【135】【184】【240】【259】【264】【305】【382】【420】）。

(c) 重過失

一方、表意者の重過失（民法95条ただし書）に関しては、債務者X自身による本人契約の場合、否定例が大半を占める（【108】【299】【302】【326】【327】【365】【367】【381】【394】【424】【430】【449】【453】【469】【473】【476】【478】）。債務者X本人の重過失を認定した例は【168】の1例のみである）。

これに対して、弁護士Zが和解契約を締結した事案に関して、【397】は、動機の表示がないから要素の錯誤にはあたらない、仮に要素の錯誤にあたるとしてもZには重過失があるとしている。

なお、【17】は、弁護士Zによる和解契約につき基礎事情の錯誤を認定したが、しかし、弁護士Zは本人Xの指示に従って和解を成立させたものであるところ、XはZの錯誤につき悪意であったとして、民法101条2項本文を類推適用して、錯誤無効の主張を否定している。

(d) 相手方(貸金業者)の悪意

だが、たとえ表意者に重過失があったとしても、相手方が錯誤につき悪意である場合には、錯誤主張は認められる(【152】【362】【390】【445】【468】。いずれも本人契約の事案)(注16)。

(B) 裁判上の和解・調停合意・17条決定の錯誤

一方、裁判例の中には、裁判上の和解や、民事調停法の調停合意・調停に代わる決定に関して、錯誤無効が主張された事案もある。

(a) 裁判上の和解

裁判上の和解についても、民法の和解あるいは錯誤に関する規定が適用される(注17)。しかし、債務整理の裁判上の和解に関して、錯誤の主張が認められた例は、管見の及ぶ限り存在しない。判旨の理由づけは、①和解の確定効により禁じられるとしたもの(【47】【150】【330】【388】【433】【436】【474】)、②錯誤がないとしたもの(【370】【387】【388】)のほか、①と②の両者を認定したもの(【389】)、②に加えて③動機の表示の不存在を認定したもの(【382】)、③動機の表示の不存在と共に④重過失を認定したもの(【397】)がある。

(b) 調停合意

民事調停において、当事者間に合意が成立し、それが調停調書に記載された場合、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有する(民事調停法16条)。

調停合意の錯誤無効の主張に関しては、肯定例も存在するものの(【144】【228】)、圧倒的多数の裁判例は否定例である。判旨の理由づけは、①和解の確定効(【83】)、②「要素の錯誤」要件の不充足(【61】【176】)、③「動機の表示」要件の不充足(【189】【259】)のほか、④調停合意の錯誤無効を主張するためには、調停無効の訴えを提起するか、調停無効を前提として当該調停手続における続行期日の指定を求めるなどする必要があるとしたものがある(【152】。なお、【95】【131】は、①と④の両者を説示する)。

(c) 民事調停法17条決定

民事調停法17条決定は、異議申立ての手続によって失効するが(民事調停法18条1項～4項)、異議の申立てがないときは、決定は裁判上の和解

と同一の効力を有する(同条5項)。

裁判例は、17条決定の法的性質につき、①裁判であることを理由に、民法の錯誤に関する規定の適用を排除するものと、②裁判上の和解と同様、錯誤規定の適用を肯定するものに分かれる。

①の立場に立つ裁判例としては、①17条決定は裁判所による裁判であり、当事者の意思表示を要素としていないから、錯誤を問題とする余地はないとしたもの(【16】【50】【61】【83】【84】【105】【126】【127】【184】【188】【222】【235】【238】【246】【259】【285】【289】【297】【315】【322】【463】)。なお、【247】は、仮に錯誤の規定の適用があったとしても、和解の確定効により許されないとし、【170】は、本件事案では錯誤が認められないとし、【191】【234】【236】は「動機の表示」要件を欠くとし、【287】は「要素の錯誤」要件を欠くとする)のほか、②17条決定は確定判決と同一の効力を有するから、錯誤無効の主張は既判力に反し許されないとするもの(【41】)、③異議申立ての手続以外の方法での無効主張はできないとするもの(【183】。なお、【134】は錯誤の不存在ないし重過失も認定する)、④17条決定を覆すためには、無効確認訴訟を提起するか、当該調停手続における続行期日の指定を求めるなどする必要があるとするものがある(【152】)(注18)。

②の立場に立つ裁判例は、①17条決定に関しても、裁判上の和解と同様、民法上の意思表示に関する規定を適用し、異議を申し立てなかったことにつき錯誤がある場合には、再審によらず無効を主張できるとするが(【37】【46】【77】【89】【92】【178】。なお、【136】【251】は、民法95条が「類推適用」とされると説く)、裁判例の中には、②同法696条(和解の確定効)を適用して錯誤主張を排斥した例(【154】【197】【363】)や、③「要素の錯誤」要件の不充足を認定した例(【164】)、④錯誤の不存在を認定した例がある(【212】【301】)。

(5) 詐欺・強迫・消費者契約法4条取消し

錯誤以外の表意者保護無効に関しては、和解契約の虚偽表示無効(民法94条1項)につき肯定例が1例(【4】)、心裡留保無効(同法93条ただし

書)につき否定例が1例がある(【53】)。

(A) 詐欺取消し

一方、和解の意思表示の詐欺取消し(民法96条)に関しては、肯定例も存在するが(【27】【201】)、否定例が圧倒的である(【1】【44】【68】【70】【73】【96】【177】【179】【198】【208】【220】【295】【296】【395】)。

(B) 強迫取消し

なお、強迫取消し(民法96条)に関しては、肯定例が1例(【273】)、否定例が3例ある(【1】【23】【52】)。

(C) 消費者契約法4条取消し

また、消費者契約法4条1項1号・2号あるいは2項の取消しが主張されることもあるが、肯定例は2例にすぎず(【158】【325】)、否定例が多数を占める(【109】【206】【213】【219】【236】【249】【253】【277】【282】【286】【296】【297】【401】【408】【414】【427】【458】)。

(注9) 〈表1①〉〈表1②〉参照。ただし、平成24年以降の数字を引き上げているのは、筆者が参照した5種類のデータベース(前掲(注2)(本誌109号59頁))のうちTKC(LEX/DB)収録裁判例の極端な増加である。判例データベースにあっては、紙媒体の判例集以上に、収録裁判例のばらつき・偏りが大きく、そのことが判例の統計的処理と定量分析を困難にする。なお、筆者は、時効の援用と、借地借家の更新拒絶の正当事由につき、判例データベースを用いた統計的処理を行った際、同様のサンプリングバイアスの問題に直面したことがある(七戸克彦「時効援用の信義則違反・濫用法理の問題性」内池慶四郎先生追悼論文集『私権の創設とその課題』(慶応義塾大学出版会、平成25年)327頁、七戸克彦「正当事由と立退料の今日的課題」澤野順彦編『不動産法論点大系』(民事法研究会、平成30年)308頁)。

(注10) 以上のほか、債務整理で和解が問題となった事案類型には、次の①②がある。

- ① 貸金業者からの主張 その1は、貸金業者の側から和解契約の効力否定の主張が行われるケースである。これには、a被告貸金業者が、錯誤無効を主張した事案(鳥取簡判平19・3・27

平18(ハ)865、大阪簡判平19・1・14(【49】)は、錯誤の成立を否定し、東京地判平21・2・24平20(ワ)24989は、重過失を認定した)のほか、b訴外貸金業者Aから契約上の地位の譲渡あるいは債権譲渡を受けた貸金業者Yが、過払金返還債務を承継していない旨を主張した事案がある(東京地判平16・7・26金商1231号42頁、津地判平18・8・17消費者法ニュース70号83頁〔控訴審〕、神戸簡判平19・1・17平17(ハ)11184、名古屋高判平19・7・19平19(ホ)188、東京地判平24・12・21平24(ワ)18759など。いずれも貸金業者の主張を排斥)。

- ② 移送の申立てと和解 その2は、不当利得返還請求訴訟を提起された貸金業者が、a消費貸借契約で約定した専属管轄の合意に基づき、その取下げと引換えに和解を迫るケースである。このほか、b簡易裁判所に提起された不当利得返還請求訴訟に対して、貸金返還請求の反訴を提起して、地方裁判所への移送を申し立てる手法もあるが、a①bのいずれに関しても、原告債務者の負担増大を匂わせて、被告貸金業者に有利な和解に持ち込もうとするテクニックであり、その結果締結された和解契約を公序良俗違反で無効とする対応もありうるが、原告債務者の訴訟追行の負担増を未然に防ぐため、被告貸金業者による移送申立てを却下した事案も多い(大阪高決平17・6・7消費者法ニュース64号90頁、広島高松江支決平18・4・18平18(ワ)10、麻生簡決平18・4・18平18(サ)48、札幌地決平19・1・22平18(ワ)17、大阪高決平19・3・22平19(ワ)155、大津地判平20・11・25平18(ワ)832)。

ただし、被告貸金業者の移送申立てが不法行為にあたるかに関しては、裁判所はこれを否定している(東京地判平26・4・24平24(ワ)21498、東京地判平26・12・4平26(ワ)11312、東京地判平26・12・10平26(ワ)15930)。

(注11) 東京高決平12・3・2判タ1054号223頁、東京地判平14・7・17判タ1121号168頁。

(注12) 東京地判平16・7・9判時1878号103頁。

結局、弁護士が非弁提携その他不適切な事務処理を行った事案については、①委任契約の錯誤無効を理由に、内部関係＝報酬請求権の否定、外部関係＝無権代理の処理を行う場合と、②委任契約を有効としたうえで、債務不履行を理由とする損害賠償請求で処理する場合があるが、両者の振り分けに関しては、東京地立川支判平23・4・25判時2117号28頁・判タ1357号147頁が、次のように説示している。「弁護士（以下、弁護士法人を含む意味にも用いる。）に対する債務整理の委任においては、依頼者は、弁護士が誠実に債務整理業務を行うことを期待しており、弁護士が誠実に債務整理業務を行うことが委任契約の内容となっていることは明らかであるが、その後の弁護士の債務整理の業務に何らかの問題があったとしても、それは委任契約の締結時から見て、将来の事実であるから、原則として、債務不履行の問題が生じるにとどまり、錯誤無効の問題が生じるのは、委任契約の締結時における依頼者の委任契約の内容に関する認識を考慮し、依頼者が知らなかったと認められる事実のうちに、弁護士が誠実に債務整理業務を行うことが期待される弁護士としての属性を欠くといえる事実（例えば、いわゆる非弁提携弁護士であること、明らかに不適切な方針や態様による債務整理業務を予定していること）がある場合に限られるというべきである」。

なお、司法書士に関しても、①不適切な事務処理につき委任契約の債務不履行（善管注意義務違反）のほか、②委任契約中報酬に関する合意の不存在ないし公序良俗違反（暴行行為）無効が争われた事案がある（東京地判平21・1・21判タ1301号234頁は、①善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求は否定したが、②については、報酬に関する合意の不存在を認定して不当利得返還請求を認めた）。

- (注13) 日本弁護士連合会調査室編著・前掲(注3)（本誌109号59頁）225頁。なお、前掲（注11）東京地判平14・7・17の原告依頼者Xは、委任契約の①弁護士法27条・72条違反無効、②債務不履行解除、③錯誤無効、④詐欺取消し、⑤公序良俗違反を主張したが、判旨は、③委任契約の錯誤無効を認定し、他の主張

については判断しなかった。

- (注14) 大判大6・9・18民録23輯1342頁、最一小判昭33・6・14民集12巻9号1492頁〔特選金菊印苺ジャム事件〕。なお、ドイツ民法779条1項も「契約の内容上確定したのとして基礎とされた事情が事実と合致せず、かつその事情が知られていれば争いまたは不明確が生じなかったであろうとき」には、和解を無効としている。

- (注15) かつての裁判例における錯誤の要件判断は、「実際の貸付けの取引経過につき利息制限法所定の制限利率で引き直した計算結果と、和解の内容とが大きく乖離しており、かつ、借主がそのことを認識しておらず、認識しなかったことについて貸金業者側に起因する事情がある場合には、法律行為の要素について借主に動機の錯誤があり、かつ、そのことは表示されているというべきであるから、和解契約は無効となる」というものであったが（〔19〕〔79〕〔82〕〔87〕〔88〕〔97〕〔110〕〔117〕〔166〕〔216〕〔237〕〔248〕〔257〕〔266〕〔269〕）、しかし、貸金業者の取引履歴開示が一般化した後は、かかる説示は姿を消した。

- (注16) 一方、弁護士Zの契約締結事例に関しては、「そもそも、被告〔貸金業者Y〕は、取引履歴の開示義務に違反しているのであるから、Z弁護士に、すべての取引履歴が開示されていないことを知らなかった過失〔重過失〕があるなどと主張すること自体、信義則上、許されないことと言うべきである」とした裁判例があるが（〔51〕）、貸金業者Yの取引履歴開示義務違反が稀になった現在では、こうした事例は生じないであろう。

- (注17) 前掲（注14）大判大6・9・18、大判昭10・9・3民集14巻1886頁、前掲（注14）最一小判昭33・6・14、最一小判昭38・2・12民集17巻1号171頁。

- (注18) なお、貸金業者Yが特定調停手続において取引履歴の一部しか開示せず、結果として虚偽の陳述に基づいて17条決定がされた場合は、宣誓された当事者の虚偽の陳述に類するものとして、17条決定は無効であると解するのが相当であるとした裁判例がある（〔233〕）。

〈表1②〉 債務整理の和解の効力が争われた事案：②平成26年以降

(白抜き)：債務者勝訴、網掛け：債務者敗訴

	判決月日・出典	和解契約者	裁判所の判断
【平成26年】			
【264】	東京地判平26・1・15 平25レ561(控訴審)	本人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(否定)、③利息制限法違反無効(否定)
【265】	東京地判平26・1・22 平25ワ1395	認定司法書士	和解契約の①不成立(否定)、②錯誤無効(否定)、③弁護士法72条違反無効(否定)
【266】	福岡高宮崎支判平26・1・31 消費者法ニュース99号265頁 (控訴審)	本人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【267】	東京地判平26・2・4 平25ワ20638	本人	和解契約の不成立(肯定)
【268】	札幌高判平26・2・27 判タ1399号113頁(控訴審)	認定司法書士	司法書士による和解契約の①司法書士法3条1項7号違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)、③禁反言・信義則違反(否定)
【269】	東京地判平26・2・27 平25ワ4994	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【270】	東京地判平26・3・6 平25レ953(控訴審)	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
【271】	東京地判平26・3・6 平25ワ26180	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【272】	横浜地判平26・3・14 消費者法ニュース100号348頁 (控訴審)	本人	和解契約の不該当(肯定)
【273】	東京地判平26・3・18 平24ワ25158	弁護士	和解契約の①強迫取消し(肯定)、②錯誤無効、③公序良俗違反無効(②③判断せず)
【274】	東京高判平26・3・19 消費者法ニュース100号361頁 (控訴審)	本人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【275】	東京地判平26・3・19 平25ワ8868	本人	和解契約の対象外(否定)
【276】	東京地判平26・3・26 平24ワ36191	本人	和解契約の①不該当(債務承認弁済契約の成立認定)、②錯誤無効(否定)、③詐欺取消し(判断せず)
【277】	東京地判平26・3・27 平24ワ6162	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②公序良俗違反無効(否定)、③消費者契約法4条1項1号・2号取消し(否定)
【278】	大阪高判平26・3・28 消費者法ニュース100号351頁 (控訴審)	本人	和解契約の①不該当(肯定)、②錯誤無効(肯定)
【279】	東京地判平26・3・28 平25レ946(控訴審)	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【280】	東京地判平26・3・28 平25レ958(控訴審)	弁護士	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②代理権濫用(否定)
【281】	東京地判平26・4・9 平25ワ6996	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【282】	東京地判平26・4・11 平25ワ9063	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)、③消費者契約法4条1項1号取消し(否定)
【283】	東京地判平26・4・21 平26レ111(控訴審)	本人	和解契約の不該当(肯定)

【284】	東京地判平26・4・23 平25(ワ)8276	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【285】	東京地判平26・4・25 平25(ワ)31853	本 人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【286】	東京地判平26・5・13 平25(ワ)3131	本 人	和解契約の①不該当、②対象外、③錯誤無効、④消費者契約法4条1項取消し(すべて否定)
【287】	東京地判平26・5・13 平25(ワ)20899	本 人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【288】	東京地判平26・5・19 平26(レ)147(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当・対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【289】	東京地判平26・5・20 平24(ワ)33807	本 人	民事調停法17条決定の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【290】	東京地判平26・5・23 平25(ワ)19273	本 人	和解契約の①対象外、②錯誤無効、③利息制限法・公序良俗違反無効(すべて否定)
【291】	東京地判平26・5・30 平25(ワ)15781	本 人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(肯定)
【292】	東京地判平26・6・5 平25(ワ)31675	本 人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【293】	東京地判平26・6・9 平25(ワ)8672	本 人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【294】	東京地判平26・6・10 平25(ワ)22352	本 人	和解契約の①不該当(互譲要件の不存在)(否定)、②錯誤無効(肯定)
【295】	東京地判平26・6・11 平25(レ)1162(控訴審)	本 人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②詐欺取消し(否定)
【296】	東京地判平26・6・11 平25(ワ)23085	本 人	和解契約の①不該当、②公序良俗違反無効、③錯誤無効、④詐欺取消し、⑤消費者契約法4条1項1号取消し(すべて否定)
【297】	東京地判平26・6・13 平24(ワ)36548	弁護士	民事調停法17条決定の①対象外、②錯誤無効、③消費者契約法4条取消し(すべて否定)
【298】	東京地立川支判平26・6・17 消費者法ニュース101号249頁	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【299】	東京地判平26・6・19 平26(レ)242(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【300】	東京地判平26・6・26 平25(ワ)14020	本 人	和解契約の①対象外(判断せず)、②錯誤無効(肯定)、③利息制限法・公序良俗違反無効(判断せず)
【301】	東京地判平26・6・27 平26(ワ)4790	本 人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【302】	東京地判平26・6・30 平26(レ)246(控訴審)	本 人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【303】	東京地判平26・7・1 平25(ワ)29940	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【304】	東京地判平26・7・10 平24(ワ)36378	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【305】	東京地判平26・7・15 平25(ワ)14124	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【306】	東京地判平26・7・16 平25(ワ)26781	本 人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【307】	東京地判平26・7・17 平25(ワ)31445	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)

【308】	東京地判平26・8・7 平26㍻232（控訴審）	本 人	和解契約の①対象外（否定）、②錯誤無効（肯定）
【309】	東京地判平26・8・18 平25㍻20237	本 人	和解契約の①不該当（否定）、②対象外（肯定）、③錯誤無効（肯定）、④公序良俗違反無効（判断せず）
【310】	東京地判平26・8・19 平26㍻3824	本 人	和解契約の①対象外（否定）、②錯誤無効（肯定）
【311】	秋田地判平26・8・22 消費者法ニュース102号286頁 （控訴審）	本 人	和解契約の不該当（肯定）
【312】	東京地判平26・8・25 平26㍻3919	本 人	和解契約の①錯誤無効（否定）、②対象外（否定）
【313】	東京地判平26・8・26 平26㍻286（控訴審）	本 人	和解契約の錯誤無効（肯定）
【314】	東京地判平26・8・26 平26㍻1037	本 人	和解契約の無効（無効原因主張せず）（否定）
【315】	東京地判平26・8・28 平26㍻291（控訴審）	本 人	和解契約の①不該当（否定）、②錯誤無効（否定）
【316】	東京地判平26・8・28 平26㍻418（控訴審）	本 人	和解契約の①対象外（肯定）、②錯誤無効（判断せず）
【317】	東京地判平26・9・5 平25㍻28888	本 人	和解契約の不該当（肯定）
【318】	東京地判平26・9・9 平26㍻6007	本 人	和解契約の不該当（肯定）
【319】	東京地判平26・9・10 平25㍻34135	本 人	和解契約の①不該当（肯定）、②錯誤無効（判断せず）
【320】	東京地判平26・9・11 平26㍻395（控訴審）	本 人	和解契約の①錯誤無効（否定）、②利息制限法違反無効（否定）、③公序良俗違反無効（否定）、④権利濫用・信義則違反（否定）
【321】	福岡高判平26・9・30 消費者法ニュース102号282頁 （上告審）	本 人	和解契約の①不該当（否定）、②錯誤無効（肯定）
【322】	東京地判平26・9・30 平25㍻23193	本 人	民事調停法17条決定の錯誤無効（否定）
【323】	東京地判平26・10・23 平25㍻18296	本 人	和解契約の①対象外、②錯誤無効、③公序良俗違反無効、④信義則違反（①②肯定、③④判断せず）
【324】	東京地判平26・10・23 平25㍻29681	本 人	民事調停法17条決定の対象外（肯定）
【325】	東京地判平26・10・28 平26㍻495（控訴審）	本 人	和解契約の消費者契約法4条2項取消し（肯定）
【326】	東京地判平26・10・31 平25㍻33004	本 人	和解契約の①不該当（否定）、②錯誤無効（肯定）、③消費者契約法4条1項1号・2号取消し（判断せず）
【327】	東京地判平26・11・10 平26㍻499（控訴審）	本 人	和解契約の①不該当（否定）、②錯誤無効（肯定）
【328】	東京地判平26・11・12 平25㍻16009	本 人	和解契約の①対象外（否定）、②錯誤無効（否定）
【329】	東京地判平26・11・12 平26㍻13706	本 人	和解契約の①不該当・対象外（否定）、②錯誤無効（否定）
【330】	東京地判平26・11・13 平26㍻2017	弁護士	訴訟上の和解の錯誤無効（否定）

【331】	東京地判平26・11・26 平25(ワ)20966	本 人	和解契約の①不該当・対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【332】	東京地判平26・11・26 平26(ワ)4970	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【333】	東京地判平26・11・28 平26(ワ)3967	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【334】	東京地判平26・11・28 平26(ワ)8964	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【335】	東京地判平26・12・9 平26(ワ)3690	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【336】	東京地判平26・12・16 平26(ワ)4016	本 人	和解契約の利息制限法違反・公序良俗違反無効(否定)
【337】	東京地判平26・12・18 平26(レ)756(控訴審)	本 人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(肯定)
【338】	東京地判平26・12・18 平26(ワ)5585	本 人	和解契約の錯誤無効(否定)
【339】	東京地判平26・12・22 平26(レ)732(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【340】	東京地判平26・12・22 平26(ワ)4974	弁護士	和解契約の①取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)、②錯誤無効(否定)
【341】	東京地判平26・12・24 平26(ワ)1409	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)
【342】	東京地判平26・12・25 平25(ワ)32774	弁護士	和解契約の①取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)、②錯誤無効(否定)
【343】	東京地判平26・12・25 平26(ワ)2966	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【平成27年】			
【344】	東京地判平27・1・16 平25(ワ)30825	弁護士	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【345】	東京地判平27・1・16 平26(ワ)13584	弁護士	訴訟上の和解・訴訟外の和解の錯誤無効(否定)
【346】	東京地判平27・1・19 平26(ワ)8502	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【347】	東京地判平27・1・22 平26(ワ)10551	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【348】	東京地判平27・1・27 平26(ワ)8961	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【349】	東京地判平27・1・28 平26(ワ)10516	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【350】	東京地判平27・1・28 平26(ワ)11354	本 人	和解契約の①非該当(判断せず)、②対象外(肯定)、③錯誤無効(肯定)
【351】	東京地判平27・1・29 平26(ワ)1412	弁護士	和解契約の①取引履歴全開示保証条項違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)
【352】	東京地判平27・1・29 平26(ワ)8962	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【353】	東京地判平27・2・2 平25(ワ)32775	弁護士	和解契約の取引履歴不開示による失効(否定)
【354】	東京地判平27・2・9 平26(ワ)8977	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)

[355]	東京地判平27・2・12 平25(ワ)32773	弁護士	和解契約の①取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)、②錯誤無効(否定)
[356]	東京地判平27・2・12 平26(ワ)6008	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
[357]	東京地判平27・2・17 平26(ワ)8881	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)
[358]	東京地判平27・2・18 平26(ワ)3494	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
[359]	東京地判平27・2・18 平26(ワ)19599	本人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②消費者契約法4条1項1号取消し(判断せず)
[360]	東京地判平27・2・19 平26(ワ)6012	弁護士	和解契約の①取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)、②錯誤無効(否定)
[361]	東京地判平27・2・20 平26(ワ)10506	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
[362]	東京地判平27・2・23 平26(ワ)22746	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
[363]	東京地判平27・2・23 平26(ワ)23125	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
[364]	東京地判平27・2・24 平26(ワ)2024	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)
[365]	東京高判平27・2・25 消費者法ニュース104号364頁 (控訴審)	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
[366]	東京地判平27・2・26 平26(ワ)2998	弁護士	和解契約の①取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)、②錯誤無効(否定)
[367]	東京地判平27・2・26 消費者法ニュース105号242頁	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
[368]	東京地判平27・3・5 平26(ワ)10488	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
[369]	東京地判平27・3・9 平25(ワ)26826	本人	和解契約の①不該当(肯定)、②錯誤無効(判断せず) →不当利得返還請求(支払条件の変更契約の効力肯定)
[370]	東京地判平27・3・9 平26(ワ)10126	弁護士	訴訟上の和解の錯誤無効(否定)
[371]	東京地判平27・3・10 平26(ワ)3833	弁護士	和解契約の①取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)、②錯誤無効(否定)
[372]	東京地判平27・3・10 平26(ワ)6006	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)
[373]	東京地判平27・3・10 平26(ワ)6529	弁護士	和解契約の①取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)、②錯誤無効(否定)
[374]	東京地判平27・3・10 平26(ワ)8800	弁護士	訴訟上の和解の錯誤無効(否定)
[375]	東京地判平27・3・10 平26(ワ)10123	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
[376]	東京地判平27・3・10 平26(ワ)10131	弁護士	訴訟上の和解・訴訟外の和解の錯誤無効(否定)
[377]	東京地判平27・3・10 平26(ワ)10529	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
[378]	東京地判平27・3・11 平25(ワ)32589	本人	和解契約の①不該当(否定)、②対象外(否定)、③利息制限法違反無効(否定)

【379】	東京地判平27・3・17 平26(ワ)1429	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【380】	東京地判平27・3・17 平26(ワ)6000	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②取引履歴全開示保証 条項違反失効(否定)
【381】	東京地判平27・3・19 平26(レ)985(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【382】	東京地判平27・3・20 平26(ワ)8909	弁護士	和解契約・訴訟上の和解の①錯誤無効(否定)、②取引 履歴全開示保証条項違反失効(否定)
【383】	東京地判平27・3・24 平26(ワ)21260	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【384】	東京地判平27・3・25 平26(ワ)10669	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(否定)
【385】	東京地判平27・3・27 平26(ワ)6011	弁護士	和解契約の①取引履歴全開示保証条項違反失効(否 定)、②錯誤無効(否定)
【386】	東京地判平27・3・31 平26(ワ)23847	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(否定)、③ 信義則違反(否定)
【387】	東京地判平27・4・13 平26(ワ)13087	弁護士	訴訟上の和解の錯誤無効(否定)
【388】	東京地判平27・4・14 平26(ワ)10412	弁護士	訴訟上の和解の錯誤無効(否定)
【389】	東京地判平27・4・14 平26(ワ)13338	弁護士	訴訟上の和解の錯誤無効(否定)
【390】	東京地判平27・4・22 平26(ワ)17621	本 人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②詐欺取消し(判断せ ず)
【391】	東京地判平27・4・23 平26(レ)1073(控訴審)	本 人	和解契約の不成立(肯定)
【392】	東京地判平27・5・12 平26(レ)716(控訴審)	本 人	和解契約の①主張が時機に後れた攻撃防御方法にあた る(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【393】	東京地判平27・5・14 平26(ワ)3964	弁護士	訴訟上の和解の①取引履歴全開示保証条項違反無効 (否定)、②錯誤無効(否定)
【394】	東京地判平27・5・28 平26(ワ)6298	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【395】	東京地判平27・6・8 平26(ワ)20961	本 人	和解契約の①対象外、②錯誤無効、③利息制限法・公 序良俗違反無効、④詐欺取消し(すべて否定)
【396】	東京地判平27・6・12 平26(ワ)26436	本 人	和解契約の不成立(肯定)
【397】	東京地判平27・6・15 平26(ワ)21905	弁護士	訴訟上の和解の①錯誤無効(否定)、②解除(否定)
【398】	東京地判平27・6・15 平26(ワ)28002	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②対象外(肯定)、③錯 誤無効(判断せず)
【399】	東京地判平27・6・29 平26(ワ)33891	本 人	和解契約の①不該当(肯定)、②対象外(判断せず)、 ③錯誤無効(判断せず)
【400】	東京地判平27・7・3 平26(ワ)4346	本 人	和解契約の①不該当(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【401】	東京地判平27・7・10 平27(レ)4(控訴審)	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)、③ 消費者契約法4条1項1号取消し(否定)
【402】	東京地判平27・7・15 平26(ワ)11600	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【403】	東京地判平27・7・29 平26(ワ)28060	本 人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)

【404】	東京地判平27・7・31 平25(ワ)32849	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②対象外(否定)、③錯誤無効(否定)
【405】	東京地判平27・8・3 平27(ワ)1508	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【406】	東京地判平27・8・5 平27(レ)267(控訴審)	本 人	和解契約の不該当(肯定)
【407】	東京地判平27・8・5 平27(ワ)7681	本 人	和解契約の錯誤無効(否定)
【408】	東京地判平27・8・17 平26(ワ)34000	本 人	和解契約の①不該当、②錯誤無効、③消費者契約法4条1項1号・2項取消し(すべて否定)
【409】	東京地判平27・8・25 平26(ワ)5310	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【410】	東京地判平27・8・26 平26(ワ)3839	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)
【411】	東京地判平27・8・26 平26(ワ)6010	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②取引履歴全開示保証条項違反失効(否定)
【412】	東京地判平27・9・3 平26(ワ)31681	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【413】	東京地判平27・9・7 平27(レ)481(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当・対象外、②錯誤無効、③利息制限法・公序良俗違反無効(すべて否定)
【414】	東京地判平27・9・10 平26(ワ)10485	本 人	和解契約の①不該当・対象外、②錯誤無効、③消費者契約法4条1項1号・2項取消し(すべて否定)
【415】	最三小判平27・9・15 判時2281号98頁・判タ1418号96頁 高原知明「判批」ジュリスト1489号93頁、平野裕之「判批」判評692号(判時2302号)159頁、堀清史「判批」判例セレクト2015-2(法教426号)35頁、磯村保「判批」平27重判69頁、垣内秀介「判批」平27重判解135頁、岡田好弘「判批」新判例解説Watch19号181頁	本 人	調停合意の①対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)、③利息制限法・公序良俗違反無効(否定)
【416】	東京地判平27・9・16 平27(ワ)7685	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【417】	宮崎地判平27・9・18 消費者法ニュース106号249頁(控訴審)	本 人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(肯定)
【418】	東京地判平27・10・2 平26(ワ)34813	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②利息制限法違反無効(判断せず)、③錯誤無効(肯定)
【419】	東京地判平27・10・6 平27(ワ)6045	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【420】	東京地判平27・10・14 平26(ワ)24220	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【421】	東京地判平27・10・14 平26(ワ)31814	本 人	和解契約の不該当(肯定)
【422】	東京高判平27・10・15 判時2281号105頁・判タ1419号135頁(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(肯定)、②錯誤無効、③消費者契約法4条2項取消し(②③判断せず)

【423】	東京地判平27・10・20 平27(ワ)2282	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【424】	東京地判平27・10・22 平27(レ)537(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②対象外(否定)、③錯誤無効(肯定)、④消費者契約法4条1項1号取消し(判断せず)、⑤利息制限法・公序良俗違反無効(判断せず)
【425】	東京地判平27・10・22 平26(ワ)15130	本 人	和解契約の①不該当(肯定)、②錯誤無効、③消費者契約法4条1項1号・2項取消し(②③判断せず)→過払金返還請求権の時効消滅(肯定)
【426】	東京地判平27・10・22 平26(ワ)28904	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②対象外(否定)、③錯誤無効(否定)
【427】	東京地判平27・10・23 平26(ワ)9207	本 人	和解契約の①対象外、②錯誤無効、③消費者契約法4条1項1号取消し(すべて否定)
【428】	東京地判平27・10・27 平26(ワ)4053	本 人	和解契約の①不該当・対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【429】	東京地判平27・10・27 平27(ワ)7725	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【430】	東京地判平27・10・28 平27(レ)451(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)、③詐欺取消し(判断せず)
【431】	東京地判平27・10・28 平27(ワ)7666	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【432】	東京地判平27・10・29 平27(ワ)6029	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【433】	東京地判平27・11・18 平26(ワ)28604	本 人	訴訟上の和解の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【434】	東京地判平27・11・19 平27(レ)454(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②対象外(肯定)、③錯誤無効(肯定)、④利息制限法違反無効(判断せず)
【435】	名古屋高金沢支判平27・11・25 判時2310号90頁(控訴審)、 岡林伸幸「判批」リマークス 55号6頁、七戸克彦「判批」 現代消費者法36号97頁	認定司法書士	認定司法書士による和解契約の弁護士法72条違反無効(肯定。無効主張は信義則違反にならない)
【436】	東京地判平27・11・26 平27(ワ)7647	弁護士	訴訟上の和解の錯誤無効(否定)
【437】	東京地判平27・11・27 平27(レ)359(控訴審)	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)、③利息制限法違反無効(否定)
【438】	東京地判平27・11・27 平27(ワ)7646	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【439】	東京地判平27・12・4 平26(ワ)28961	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【440】	東京地判平27・12・8 平26(ワ)30390	本 人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(肯定)
【441】	東京地判平27・12・15 平27(ワ)7652	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【442】	東京地判平27・12・17 平27(ワ)6933	本 人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②利息制限法・公序良俗違反無効(判断せず)、③対象外(判断せず)
【443】	東京地判平27・12・21 平27(ワ)6041	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【444】	東京地判平27・12・22 平26(ワ)16018	本 人	和解契約の①不該当・対象外(一部原告肯定)、②錯誤無効(一部原告肯定)

【445】	東京地判平27・12・24 平26(ワ)28737	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(肯定)
【446】	東京地判平27・12・25 平27(レ)184(控訴審)	本 人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②公序良俗違反無効・ 消費者契約法10条違反無効(否定)
【平成28年】			
【447】	東京地判平28・1・18 平27(ワ)17816	本 人	和解契約の不成立(肯定)
【448】	東京地判平28・1・20 平27(レ)754(控訴審)	本 人	和解契約の①錯誤無効(否定)、③公序良俗違反無効 (否定)
【449】	京都地判平28・2・3 消費者法ニュース107号309頁	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(肯定)
【450】	東京地判平28・2・4 平27(ワ)9414	本 人	和解契約の不成立(肯定)
【451】	東京地判平28・2・23 平27(レ)883(控訴審)	本 人	和解契約の不成立(肯定)
【452】	東京地判平28・2・26 平26(ワ)23180	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【453】	神戸地判平28・3・1 消費者法ニュース108号314頁 (控訴審)	本 人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(肯定)、③ 消費者契約法4条1項1号取消し(判断せず)、④公序 良俗違反無効(判断せず)
【454】	大阪地判平28・3・2 消費者法ニュース108号293頁	本 人	和解契約の①不該当・対象外(否定)、②錯誤無効(肯 定)
【455】	東京地判平28・3・4 平27(レ)1120(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【456】	東京地判平28・3・17 平27(ワ)28909	本 人	和解契約の①不成立(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【457】	東京地判平28・3・24 平27(ワ)8793	本 人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【458】	東京地判平28・3・25 平27(レ)1064(控訴審)	本 人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(否定)、③ 消費者契約法4条1項1号取消し(否定)
【459】	東京地判平28・3・25 平27(ワ)6534	本 人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(肯定)
【460】	東京地判平28・4・4 平26(ワ)22724・平27(ワ)3953	本 人	和解契約の①不該当・対象外(肯定)、②錯誤無効(判 断せず)、③公序良俗違反無効(判断せず)
【461】	東京地判平28・4・14 平27(ワ)21739	本 人	和解契約の錯誤無効(否定)
【462】	東京地判平28・4・19 平27(ワ)12979	本 人	和解契約の不成立(肯定)
【463】	東京地判平28・4・28 平26(ワ)28598	本 人	・和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(否定) ・民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【464】	東京地判平28・6・20 平28(レ)134(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【465】	東京地判平28・6・24 平26(ワ)34401	本 人	和解契約の①不該当(肯定)、②対象外(肯定)
【466】	東京地判平28・6・27 平28(レ)97(控訴審)	本 人	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(否定)、③ 信義則違反(否定)、④公序良俗違反無効(否定)
【467】	東京地判平28・6・27 平27(ワ)15301	本 人	和解契約の①不該当・対象外(肯定)、②錯誤無効(判 断せず)
【468】	東京地判平28・7・13 平27(ワ)8813	本 人	和解契約の①不該当・対象外(否定)、②錯誤無効(肯 定)

【469】	東京地判平28・7・14 平27(ワ)23035	本 人	和解契約の①不成立（否定）、②錯誤無効（肯定）
【470】	東京地判平28・8・30 平27(ワ)23438	本 人	和解契約の①不該当（肯定）、②錯誤無効（判断せず）
【471】	東京地判平28・9・2 平27(ワ)21916	本 人	和解契約の①不該当（否定）、②錯誤無効（肯定）
【472】	東京地判平28・9・6 平28(ワ)1173	本 人	和解契約の①不該当（肯定）、②錯誤無効（判断せず）
【473】	東京地判平28・9・12 平27(ワ)37429	本 人	和解契約の①不該当（否定）、②錯誤無効（肯定）、③消費者契約法4条1項・2項取消し（判断せず）
【474】	東京地判平28・9・16 平27(ワ)7685	弁護士	訴訟上の和解・裁判外の和解の錯誤無効（否定）
【475】	東京地判平28・9・27 平27(ワ)32217	本 人	和解契約の①不該当（肯定）、②錯誤無効（判断せず）
【476】	東京地判平28・9・29 平28(ワ)961	本 人	和解契約の①対象外（肯定）、②錯誤無効（肯定）
【477】	東京地判平28・10・21 平28(レ)568（控訴審）	本 人	和解契約の①対象外（肯定）、②利息制限法・公序良俗違反無効（判断せず）、③錯誤無効（判断せず）
【478】	小林簡判平28・10・25 消費者法ニュース110号257頁	本 人	和解契約の錯誤無効（肯定）
【479】	東京地判平28・10・26 平27(ワ)24916	本 人	和解契約の①不該当（肯定）、②錯誤無効（判断せず）
【480】	東京地判平28・10・28 平28(レ)421（控訴審）	本 人	和解契約の①対象外（否定）、②錯誤無効（否定）
【481】	東京地判平28・11・2 平27(ワ)36308	本 人	和解契約の不成立（肯定）
【482】	東京地判平28・12・20 平28(レ)566（控訴審）	本 人	和解契約の対象外（肯定）
【483】	東京地判平28・12・22 平28(ワ)568	本 人	一部原告の和解契約の錯誤無効（否定）
【平成29年】			
【484】	東京高判平29・2・15 平28(ネ)5070（控訴審）	本 人	和解契約の錯誤無効（判断せず）→不当利得返還請求権の時効消滅
【485】	最一小判平29・7・24 金商1523号8頁・1527号24頁・ 本誌107号72頁 七戸克彦「判批」現代消費者 法36号97頁、河津博史「判批」 銀行法務820号66頁、久保野恵 美子「判批」法教446号150頁、 今津綾子「判批」法教446号 155頁、長坂純「判批」新・判 例解説Watch（Web版）民法 （財産法）No.138、松浦聖子 「判批」法セ756号98頁、加藤 新太郎「認定司法書士が弁護 士法72条に違反して締結した 裁判外の和解の効力」登記情 報675号11頁	認定司法書士	認定司法書士への委任契約の弁護士法72条違反無効（肯定）→認定司法書士による裁判外の和解の弁護士法72条違反無効（否定）